

令和6年度 第2回 霧島市働く女性の家運営委員会

日時 令和6年7月30日（火）

15:00～16:30

場所 霧島市働く女性の家

2階研修室（洋室）

会 次 第

1. 会長あいさつ

2. 議事

(1) 前回の質疑に対する説明

(2) 条例改正(案)についての協議

3. その他

・ 次回の運営委員会について

定期講座における男性の受講について

令和6年度後期の定期講座から講座のメニューによっては、男性の受講も可とし、募集します。

◆後期講座メニュー

- ・男女問わず受講可としたもの
ストレッチ
手話
料理
己書入門（自由に筆を走らせる新感覚の書）
- ・これまで通り女性限定としたもの
ヨガ

定期講座における受講回数制限について

- ◆これまでの取扱い
同一講座の受講は（累積）4回まで
- ◆今後の取扱い（案）
同一講座の受講は、**連続**4回まで ※令和5年度実施分から適用
ただし、半年（1回）経過後については、再度の受講を可とする。
また、定員に満たない場合は、連続5回目以降も受講可。

【参考】
公民館講座については、対象を初心者とし、連続2年（連続2回）までとしている。
ただし、定員に満たない場合は、連続3年目以降も受講可。

飲食のルールについて

○条例施行規則（抜粋）
（使用者の遵守事項）

第8条 働く女性の家の使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

→ 飲食 可能な場所 調理実習室
飲 可能な場所 全館

※食事が可能な場所については、原則として、調理実習室のみとするが、昼時間をまたぐ利用や前後の利用に支障がない場合等における昼食については、その他の部屋も可とする。（ごみは持ち帰ること。）

市役所周辺駐車場を利用した場合の 駐車料金の取扱いについて

働く女性の家の利用者については、本施設の駐車場が満車により、お祭り広場等の市役所周辺駐車場を利用した場合、当該駐車料金は免除とする。

→ 窓口申し出ていただき、駐車券に**免除スタンプ**を押印する。

名称変更にあたっての他県の取り組みについて

■福岡県太宰府市（市民生活部 人権政策課）

昭和52年 働く婦人の家開館

平成15年 女性センタールミナス開館 → 平成28年条例廃止

平成28年 男女共同参画推進センタールミナス開館 → 新条例制定

■福岡市（市民局 男女共同参画部 事業推進課）

昭和63年 女性センター開館

平成16年 男女共同参画推進センター（アミカス）開館

→ 条例については全部改正 ※アミカスは公募による愛称

■宮崎市（地域振興部 文化・市民活動課）

宮崎市男女共同参画センター（パレット）

働く婦人の家条例を廃止し、宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例の第3章（第25条～40条）にセンター設置を規定し、また、第3次宮崎市男女共同参画基本計画（2024～2029年度）において、同計画を推進していくこととしている。

鹿児島市の取り組みについて

■市民局 人権政策部 男女共同参画推進課

鹿児島市男女共同参画センター（サンエールかごしま）

男女共同参画センター条例により規定。第3次鹿児島市男女共同参画計画（2022～2031年度）において、同計画に基づく各種施策を推進していくこととしている。

■教育委員会事務局 教育部 生涯学習課

鹿児島市勤労女性センター（さんは～と鹿児島）

勤労女性センター条例により規定。第3次鹿児島市男女共同参画（第2次鹿児島市女性活躍推進計画・第2次鹿児島市DV対策基本計画）において、女性の能力開発と人材育成の支援及び女性の就業支援等の施策を推進していくこととしている。

霧島市男女共同参画計画における働く女性の家の位置付けについて

■沿革

昭和62年 国分市働く婦人の家 開館

平成17年 霧島市働く婦人の家へ名称変更

平成26年 霧島市働く女性の家へ名称変更

霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例により規定。

■第3次霧島市男女共同参画計画

計画期間 R5(2023)～R9(2027)年度の5年間

重点課題として「一人ひとりがともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり」を設定し、あらゆる施策を推進していくこととしているが、「働く女性の家」における事業の展開は明記していないため、現行の男女共同参画計画の進行管理を行いながら、次期計画の策定（見直し）にあたっては、同計画における現「働く女性の家」の位置付けについても協議・検討していく必要がある。

設置目的、施設の名称、利用者の範囲、実施する事業

区分		現行		見直し案	
1	設置目的	女性労働者及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るために設置		勤労者及び勤労者家庭の福祉の増進を図るために設置	
2	施設の名称	霧島市働く女性の家		A案) 霧島市民交流センター B案) 霧島市ふれあいプラザ C案) 霧島市ふれあいセンター	
3	利用者の範囲 (対象者)	A	本市に住所を有する女性労働者	A	本市に住所を有する勤労者
		B	市内事業所で働く女性労働者	B	市内事業所で働く勤労者
		C	本市に住所を有する勤労者家庭の女性	C	A・Bに掲げる勤労者の家族
		D	A～Cに掲げる女性の団体	D	A～Cに掲げる者で組織された団体
		E	A～D以外の個人・団体	E	A～D以外の個人・団体
4	実施事業	(1)	職業に関する相談及び指導	(1)	職業生活及び家庭生活に関する相談及び指導
		(2)	職業生活及び家庭生活に関する講習会等の開催	(2)	一般教養、職業生活及び家庭生活に関する講習会等の開催
		(3)	グループ活動、クラブ活動、スポーツ及びレクリエーション等余暇の活用のための便宜の供与	(3)	グループ活動、クラブ活動、スポーツ及びレクリエーション等余暇の活用のための便宜の供与
		(4)	その他女性労働者の福祉を増進するために必要な事業	(4)	その他勤労者の福祉を増進するために必要な事業

県内類似施設の条例・施行規則等に定める 対象者の表現について

■鹿児島市勤労女性センター

本市に住所又は勤務先を有する勤労女性及び勤労者家庭の女性等

■鹿児島市勤労者交流センター

市内に居住又は勤務する勤労者及びその家族等

■鹿屋市勤労者交流センター

本市に住所又は勤務先を有する勤労女性等

全国の「働く女性の家」に分類され、名称に「女性」が入っていない施設例

- 見附市勤労者家庭支援施設（新潟県見附市）
- 越前市式部ふれあい館（福井県越前市）
- 塩尻市ふれあいプラザ（長野県塩尻市）
- 唐津市都市コミュニティセンター（佐賀県唐津市）
- 鹿屋市勤労者交流センター（鹿児島県鹿屋市）

開館時間、休館日

区分		現行	見直し案
5	開館時間	月～金曜日：午前9時～午後9時	<u>火～土曜日</u> ：午前9時～午後9時
		土曜日：午前9時～午後5時	<u>日曜日</u> ：午前9時～午後5時
6	休館日	日曜日、祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	<u>月曜日</u> 、祝日 年末年始（12月29日～1月3日）

令和4年度 部屋別・時間帯・曜日別の利用状況（稼働率）

区分	研修室（和）			研修室（洋）			会議室			相談室			調理実習室			軽運動室				
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		
開館日数 ※（土）夜間なし	293	293	243	293	293	243	293	293	243	293	293	243	293	293	243	293	293	243		
利用実績(日)	110	54	0	23	22	0	70	109	30	91	60	1	2	2	0	252	247	150		
稼働率	37.5%	18.4%	0.0%	7.8%	7.5%	0.0%	23.9%	37.2%	12.3%	31.1%	20.5%	0.4%	0.7%	0.7%	0.0%	86.0%	84.3%	61.7%		
曜日別 利用内訳	月	0	0	0	2	1	0	3	15	0	24	29	0	0	0	0	37	23	0	134
	火	0	0	0	1	3	0	23	24	0	13	0	0	0	1	0	44	39	39	187
	水	3	0	0	13	2	0	11	6	0	7	11	0	1	1	0	32	48	48	183
	木	40	2	0	1	0	0	22	1	23	35	7	0	1	0	0	45	47	19	243
	金	37	44	0	6	0	0	2	47	7	12	13	1	0	0	0	46	44	44	303
	土	30	8	—	0	16	—	9	16	—	0	0	—	0	0	—	48	46	—	173

令和5年度 部屋別・時間帯・曜日別の利用状況（稼働率）

令和5年度	研修室（和）			研修室（洋）			会議室			相談室			調理実習室			軽運動室		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
開館日数 ※（土）夜間なし	291	291	241	291	291	241	291	291	241	291	291	241	291	291	241	291	291	241
利用実績(日)	106	68	3	31	33	16	68	85	32	100	48	0	10	9	6	253	204	101
稼働率	36.4%	23.4%	1.2%	10.7%	11.3%	6.6%	23.4%	29.2%	13.3%	34.4%	16.5%	0.0%	3.4%	3.1%	2.5%	86.9%	70.1%	41.9%

曜日別 利用内訳	月	3	1	0	0	0	4	4	11	0	28	34	0	1	1	0	43	25	8	163
	火	2	1	0	10	2	0	16	24	0	16	1	0	3	1	0	34	17	6	133
	水	2	0	1	16	7	12	10	4	7	42	0	0	0	1	0	41	48	44	235
	木	34	1	2	2	4	0	24	1	24	0	2	0	3	3	6	44	43	0	193
	金	20	42	0	2	12	0	6	43	1	11	11	0	3	3	0	43	45	43	285
	土	45	23	—	1	8	—	8	2	—	3	0	—	0	0	—	48	26	—	164

県内類似施設の状況

施設名	運営	開館	開館時間	休館日	使用料
霧島市働く女性の家 〔商工観光施設課〕	直営	S62	月～金：午前9時～午後9時 土：午前9時～午後5時	日曜日 祝日 年末年始	減免規定あり ※講座は有料
鹿児島市勤労女性センター (さんは～と鹿児島) 〔生涯学習課〕	指定 管理	S55	月～金：午前9時～午後9時 土：午前9時～午後5時	日曜日 祝日 年末年始	全て無料
鹿屋市勤労者交流センター 〔商工振興課雇用推進係〕	直営	S57	月～土 午前8時30分～午後10時	日曜日 祝日 年末年始	減免規定あり（登録グループは月3回まで免除）
始良市働く女性の家 〔商工観光課〕	指定 管理	S61	火～土：午前9時～午後9時 日：午前9時～午後5時	月曜日 祝日 年末年始	全て有料 ※講座は無料 ※日曜日が祝日の場合は休館 →月曜日（振替休日）も休館
いちき串木野市働く女性の家 〔福祉課障がい者支援係〕	指定 管理	S55	火～土：午前9時～午後9時 日：午前9時～午後5時	月曜日 祝日 年末年始	全て無料 ※日曜日が祝日の場合は休館 →月曜日（振替休日）も休館

使用料、減免規定

※次回の使用料改定は、令和9年4月予定

区分		現行		見直し案			
7	基本使用料 (1時間につき) ※令和5年4月 1日改定	(1)	会議室	140円	(1)	会議室	140円
		(2)	相談室	140円	(2)	相談室	140円
		(3)	研修室(和室)	250円	(3)	研修室(和室)	250円
		(4)	研修室(洋室)	250円	(4)	研修室(洋室)	250円
		(5)	軽運動室	280円	(5)	軽運動室	280円
		(6)	調理実習室	200円	(6)	調理実習室	200円
8	減免規定	a	本市に住所を有する女性労働者【免除】		a	本市に住所を有する勤労者【全額徴収】	
		b	市内事業所で働く女性労働者【免除】		b	市内事業所で働く勤労者【全額徴収】	
		c	本市に住所を有する勤労者家庭の女性【免除】		c	a・bに掲げる勤労者の家族【全額徴収】	
		d	a～cに掲げる女性の団体（a～cが構成員の半数以上であること）【免除】		d	a～cに掲げる者で組織された団体（a～cが構成員の半数以上であること）【全額徴収】	
		e	市、市の機関が主催・共催【免除】		e	市、市の機関が主催・共催【免除】	
		f	市、市の機関が後援 【1/2以内の減額または免除】		f	市、市の機関が後援 【1/2以内の減額または免除】	

区分	設置目的	使用料（1時間につき）	減免規定
働く女性の家	女性労働者及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図るために設置。	会議室（35㎡） 140円 相談室（21㎡） 140円 研修室（和）77㎡ 250円 研修室（洋）96㎡ 250円 軽運動室（252㎡） 280円 調理実習室（88㎡） 200円	① 本市に住所を有する女性労働者【免除】 ② 市内事業所で働く女性労働者【免除】 ③ 本市に住所を有する勤労者家庭の女性【免除】 ④ a～cに掲げる女性の団体（a～cが構成員の半数以上であること）【免除】 ⑤ 市、市の機関が主催・共催【免除】 ⑥ 市、市の機関が後援【1/2以内の減額または免除】 ⑦ その他市長が認めた場合【減額または免除】
公民館	住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置。	【国分公民館】 小会議室（58㎡） 140円 中研修室（65㎡） 250円 体育館（487㎡） 280円 調理実習室（119㎡） 200円	① 社会教育団体が使用する場合【免除】 ② 関係地域団体が使用する場合【免除】 ③ 市、市の機関が主催・共催【免除】 ④ 市、市の機関が後援【1/2以内の減額】 ⑤ その他教育委員会が認めた場合【減額または免除】

働く女性の家事業費決算状況

【歳入】	単位：円		
科目	R3	R4	R5
働く女性の家使用料	49,110	63,660	46,350
定期講座受講料	94,000	107,000	206,000
自動販売機電気料・手数料	37,451	48,049	63,625
工事時光熱水費	0	0	48,205
合計	180,561	218,709	364,180

【歳出】			
合計	10,607,067	14,190,496	79,741,338
【歳入】 - 【歳出】	△ 10,426,506	△ 13,971,787	△ 79,377,158

※R4には、トイレの洋式化に伴う修繕費用（1,072,500円）や外壁等改修工事に伴う設計業務委託費（2,070,823円）等が含まれており、また、R5は外壁等改修工事（69,502,000円）を行っているため、例年より金額が大きくなっている。

需用費	1,979,450	3,515,494	1,592,250
消耗品費	33,127	33,637	30,037
光熱水費	1,070,932	986,092	977,656
（電気）	993,718	916,394	895,828
（ガス）	8,868	4,593	2,763
（水道）	68,346	65,105	79,065
修繕料	875,391	2,495,765	584,557

減免規定を見直した場合の使用料収入見込み

区分	R 2	R 3	R 4
実績 ※利用者の約9割免除	14,340	49,110	63,660
半額免除	340,415	331,880	340,005
免除なし（全額徴収）	680,830	663,760	680,010

令和5年度 自主グループの施設利用状況

区分	グループ数	割合 (%)
毎週 (月4~5回)	18	37.5%
月1回	10	20.8%
月2回	20	41.7%
計	48	100%

その他の課題等

- 補助金に係る事務手続き
- 障害者福祉体育館（障害福祉課）との調整
- 公共施設予約システムの運用拡大

※現在、予約状況のみ閲覧可としているため、今後はインターネットからも予約できる運用を進めていくこととする。

- 緊急性のある施設整備及び改修
 - ・ 施設の名称変更に伴うサイン（名称看板）改修
 - ・ 照明のLED化
 - ・ トイレの洋式化
 - ・ その他各種修繕等
- 講座メニューの拡充